

# 国立研究開発法人放射線医学総合研究所苦情処理共同調整会議規程

平成17年 5月26日  
17規程第13号  
最終改正 平成27年3月30日  
27規程第14号

## (目的)

第1条 本規程は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）と過半数代表者（職員の過半数を代表する者をいう。以下同じ。）とが職員の苦情を解決するため、研究所及び職員の代表する者をもって構成する苦情処理共同調整会議について必要な事項を定めることを目的とする。

## (苦情処理共同調整会議)

第2条 苦情処理機関として、苦情処理共同調整会議（以下「会議」という。）を設置する。  
2 会議は、研究所を代表する委員（以下「研究所側委員」という。）3名と職員を代表する委員（以下「職員側委員」という。）3名をもって構成する。

## (会議の委員)

第3条 会議の委員は、研究所側委員は理事長が指名し、職員側委員は過半数代表者が指名する。  
2 委員の任期は、1年間とし、再任を妨げない。  
3 委員に人事異動又は事故等がある場合は、直ちに後任者を指名又は選出しなければならない。  
4 委員が苦情申請者、当事者又は異議申し立て者となった場合は、会議の承認を得て代行者を委嘱するものとする。

## (苦情の範囲)

第4条 会議が処理する苦情は職員個人に係る次の各号に掲げる事項とする。  
(1) 就業規程の適用に関する事項  
(2) 日常の労働条件に関係のある法令、規程等の適用に関する事項  
(3) その他労働環境に関する事項  
(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第6条から第8条に定める事項

## (申告手続き)

第5条 職員が、その有する苦情の解決を求めようとする場合には、会議に申告するものとする。  
2 職員の身分を失った者が、当該処分に関して苦情を有する場合には、その発令通知のあった日から30日以内に限り、申告することができる。  
3 苦情を申告するときは、様式第1号又は同様式に記載される項目を網羅した苦情申告書（以下「申告書」という。）を提出しなければならない。

## (事前審査及び決定)

第6条 申告を受けた会議は、その事案について事前審査を行い、その詳細を整理し、1

- 4日以内に受理又は却下の決定をしなければならない。
- 2 事前審査に当たって委員が必要であると認める場合には、苦情申告者、当事者のほか証人又は参考人に対し、出頭又は書面による報告を求めることができる。
  - 3 会議は、第1項の規定による事前審査の結果、却下しない場合には、当該申告を受理し、処理するものとする。

(申告の却下)

第7条 申告を受けた会議は、事前審査の結果、次の各号の一に該当すると認める場合には、その申告を却下するものとする。

- (1) 管理運営事項であつて第4条に規定する就業規程、労働条件等に関係しない事項
  - (2) その他苦情として取扱うことが適当でないと認められる事項
- 2 前項の規定により却下する場合には、様式第2号又は同様式に記載される項目を網羅した裁定書に理由を付して、速やかに苦情申告者又は異議申立者に、その旨を通知しなければならない。

(事実審理)

第8条 申告を受けた会議は、受理した事案について、その解決に必要な事実審理を行いその詳細を整理しなければならない。

- 2 事実審理を行うに当たって必要があると認める場合には、苦情申告者、当事者のほか証人又は参考人に対して、出頭又は書面による報告を求めることができる。
- 3 事実審理等の苦情処理の経過は、様式第3号の苦情整理書又は同様式に記載される項目を網羅した苦情整理書に整理するものとする。

(処理期間)

第9条 会議は、申告を受理した日から14日以内に審理を行い、その後速やかに処理しなければならない。

- 2 前項の「申告を受理した日」とは、当該申告に基づく第6条に規定する受理の決定をした日とする。

(第三者による解決の斡旋)

第10条 会議において、研究所側委員、職員側委員双方が事案の解決上必要があると認める場合には、その選定した第三者に斡旋を依頼することができる。

(会議の非公開)

第11条 会議は、原則として非公開とする。ただし、出席委員、苦情申告者、当事者のほか証人又は参考人の意見が一致した場合には、公開することができる。

(会議の決定)

第12条 会議の決定は、委員全員の一致による。

(裁定書の作成)

第13条 会議は、苦情の解決に当たって様式第2号又は同様式に記載される項目を網羅した裁定書を作成し、遅滞なく、苦情申告者に交付しなければならない。

(異議の申し立て)

第14条 苦情申告者又は当事者が、会議の裁定又は却下に対して異議のある場合には、その裁定又は却下の日から10日以内に、会議に対して、様式第1号又は同様式に記載

される項目を網羅した異議申立書により異議の申立をすることができる。

2 前項の異議申し立てを受けた会議の苦情処理は、この協定に基づく苦情処理の最終段階であり、その処理期間は第9条第1項の例によるものとする。

(会議の運営の細目)

第15条 会議はその運営上及び必要があると認めるときは、運営の細目について協議し、定めることができる。

(事務局の設置)

第16条 会議は、事務局を設置することができる。

(機密保持等)

第17条 会議の委員及び関係者は、苦情処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 委員の任期が終了した者、委員であった者についても前項を適用する。

(裁定の効力)

第18条 研究所及び過半数代表者並びに関係当事者は、この規程の定める苦情処理手続きによって、最終的に決定された裁定を尊重し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(効力の発生)

第19条 申告された苦情が解決された場合には、当該裁定の効力発生の時期について、法令上遡及できる範囲内においてその効力発生の期日をさかのぼることができるものとする。

(不利益取り扱いの禁止)

第20条 研究所及び過半数代表者並びに関係者は、苦情申告者、当事者のほか証人又は参考人に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。

附 則

1. この規程は、平成17年5月26日から施行する。
2. 独立行政法人放射線医学総合研究所人事不服審査委員会規程（13規程第23号）は廃止する。

附 則

1. この規程は、平成18年9月5日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別 紙  
様式第 1 号

## 苦情申告書 / 異議申立書

平成 年 月 日

苦情処理共同調整会議 御中

(ふりがな) 苦情申告者氏名	印	性別 年齢	男女 才
所 属 場 所			
役 職			
苦情内容 / 異議申告の内容			

苦情処理共同調整会議使用欄		備 考
受 付 第 号	年 月 日	
処 理 第 号	年 月 日	

## 裁 定 書

苦情申告者 所 属  
氏 名

(件 名)

(裁 定)

(理 由)

苦情処理共同調整会議

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

委員氏名

印  
印  
印  
印  
印  
印

別 紙  
様式第 3 号

## 苦 情 整 理 書

受付第 号 平成 年 月 日	処理第 号 平成 年 月 日
----------------	----------------

(ふりがな) 苦情申告者氏名	印	性 別 年 齡	男 女 才
所 属 ・ 役 職			

研究所側委員 意 見	
職員側意見	
解 決	
措 置	
備 考	